25年法律第55号）に基づき、農地海岸（１地区、７海岸）、農地地すべり（１地区）の直轄代行事業を実施している。

このように能登半島地震からの復旧に取り組む中、同年９月に発生した豪雨により、奥能登地域の約400haの農地に土砂・流木等が堆積するなど複合災害による甚大な被害が発生した。このため、MAFF-SATを被災地に派遣（延べ787人）し、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急対策の実施を支援し、復旧計画の工法検討等に関する技術支援を行った。土砂・流木等が堆積した農地については、令和７年（2025年）春の営農再開に向けて復旧に取り組み、比較的被害が小さい農地を中心に約170haの土砂撤去等の復旧工事が完了した。

引き続き、地震・豪雨により被災した残りの農地、農業用ため池等の農業水利施設等の復旧を支援していく。

さらに、地域の将来の営農ビジョンを見据えて、被災された農業者の皆様が一日も早く生業の再建に取り組めるよう、石川県、被災市町等と連携し、世界農業遺産「能登の里山里海」のブランド力を活かした創造的復興を支援する。

３　大規模自然災害への備え

近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、発災時における初動対応や技術支援を円滑かつ迅速に行うことや、市町村等においても、平時から発災時における体制整備を行うことが重要である。

このため、農地・農業用施設等の被害に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化に向け、平時からMAFF-SAT派遣候補者のリスト化、研修・訓練、資機材の整備等を通じて実行体制を強化する。また、MAFF-SATによる被災市町村支援が迅速に行えるよう、日頃から都道府県、市町村、関係団体等との連携強化に努めることとし、引き続き市町村を訪問し、MAFF-SAT派遣等の支援内容を説明するなどの取組を進める。さらに、地方支分部局と土地改良に関わる建設業を始めとした関係団体等の間で締結した災害協定に基づき被害状況の把握等の支援が円滑に行えるよう、連携強化に努める。また、都道府県等が技術職員を確保し、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、大規模災害時に復旧・復興事業に従事する技術職員を派遣するための復旧・復興支援技術職員派遣制度について、関係省庁が連携して活用を促進する。

くわえて、派遣職員の移動手段（車両）、情報通信機器、宿泊場所の確保等活動環境の改善を図るとともに、被災した農業用ため池の応急対策のため災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等の遠隔監視機器等をあらかじめ確保する。

これらの取組を進めるため、土地改良技術事務所に防災・災害対策技術課を新設することなどにより、激甚化・頻発化する災害に迅速に対応する。

第６　計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

本計画の効率的かつ効果的な推進を図るため、以下を踏まえて、土地改良事業を推進する。

１　環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応

改正基本法では、「みどりの食料システム戦略」等に基づき、気候変動対策も含めた食料・農林水産業の環境負荷低減に向けた取組を進めるべく、「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たな基本理念として位置付けられた。このような中、本計画の推進に当たっては、環境と調和のとれた持続可能な農業生産の実現に向けて取り組む必要がある。

このため、温室効果ガスの排出量削減に資する農業水利施設を活用した小水力発電等再生可能エネルギーについては、新規の案件形成、更新整備等に係る事例集の作成、優良事例の横展開、研修、関連施策の周知等により導入を促進する。また、老朽化した農業水利施設の更新に際して、施設の集約・再編、ポンプ等の省エネルギー化の取組を推進する。農地整備に当たっては、農地の大区画化及び集積・集約化による機械作業の効率化、バイオ炭の農地施用等を推進する。さらに、収量低下や生物多様性保全に留意の上、J－クレジット制度等も活用した中干し期間の延長の取組を推進する。

また、有機農業の拡大を後押しするため、農地の区画整理、機械による除草のための畦畔拡幅及び法面の緩傾斜化、雑草抑制のための深水管理を効率化する自動給水栓の設置等の整備と併せて、有機農業の生産団地の形成を図る。

２　土地改良区の運営体制の強化

地域の農業水利施設の保全の取組が持続的に行われるよう、土地改良区の再編整備（合併等）を始めとした、水土里ビジョンに基づく土地改良区の運営基盤の強化を推進する。あわせて、土地改良区の運営基盤の強化の前提となる土地改良区の経営診断・改善指導、研修等を支援する。さらに、改正土地改良法で理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないよう配慮する旨が規定されたことも踏まえ、地域の実情に応じつつ女性・若者等の理事への登用を推進する。

また、所有者不明農地、不在村者所有の農地、相続に伴い相当数の所有者が存在する共有地等が増加する中で、土地改良区の運営や事業の円滑な実施に支障を来さないよう、農業委員会及び農地中間管理機構と連携しつつ、担い手への利用権の設定を促進するとともに、改正土地改良法の規定による共有地の代